海外旅行保険（企業包括契約） 補償内容

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	被保険者が、海外旅行中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日から180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額を、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定した場合には、指定された方にお支払いします。	例えば、 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意 ・けんかや自殺、犯罪行為を行うこと ・無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転 ・脳疾患、疾病、心神喪失 ・妊娠、出産、流産その他の医療処置 ・戦争、その他の変乱 ・放射線照射、放射能汚染 ・他覚症状のないむちうち症、腰痛 ・旅行開始前または旅行終了後に発生したケガ
傷害後遺障害	被保険者に、海外旅行中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日から180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。	
疾病死亡	被保険者が、 ①海外旅行中に病気により死亡された場合。 ②海外旅行開始後に発病した病気がもとで旅行終了72時間後までに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。） ③海外旅行中に感染した特定の伝染病（治療・救援費用の場合と同じ）によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。	疾病死亡保険金額の全額を、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険受取人を指定した場合には、指定された方にお支払いします。	例えば、 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意 ・けんかや自殺、犯罪行為を行うこと ・戦争、その他の変乱 ・放射線照射、放射能汚染 ・妊娠、出産、流産およびこれらが原因の病気 ・歯科疾病

治療・救援費用	●傷害治療費用部分 被保険者が、海外旅行中の偶然な事故によるケガがもとで、医師の治療を受けられた場合 ●疾病治療費用部分 被保険者が、 ①海外旅行開始後に発病した病気がもとで旅行終了の72時間後までに医師の治療を受けられた場合。(ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発病したものに限ります。) ②海外旅行中に感染した特定の伝染病(注)がもとで、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 (注)特定の伝染病とはコレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 ●救援費用部分 被保険者が、海外旅行中に ①被った事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、または、3日以上続けて入院された場合 ②病気により死亡された場合 ③発病した病気により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または、3日以上続けて入院された場合 ④搭乗・乗船中の飛行機、船舶が遭難した場合 ⑤被った事故により生死が確認できない場合(無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。)または緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合	お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ●傷害・疾病治療費用部分 次の費用のうち実際に支出した金額で弊社が妥当と認めた金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用。(緊急移送費や、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。) ②治療により必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。(ケガの場合のみ対象となります。) ④入院したために、必要となった　a. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費。ただし、1回のケガ、病気につき、身の回り品購入費について5万円を限度に、また通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ⑤医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱し、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑦法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ●救援費用部分 保険契約者、被保険者、親族の方が実際に支出した費用で弊社が妥当と認めた費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで) ③救援者のホテルなど宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで) ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用 ⑥遺体処理費用(100万円まで)	●傷害治療費用部分 例えば、 ・保険契約者、被保険者の故意 ・保険金受取人の故意 ・戦争・その他変乱 ・放射線照射、放射線汚染 ・無免許・酒酔・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・けんかや自殺、犯罪行為を行うこと ・むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの ・旅行開始前、終了後に発生したケガ ●疾病治療費用部分 例えば、 ・保険契約者、被保険者の故意 ・保険金受取人の故意 ・戦争・その他変乱 ・放射線照射、放射線汚染 ・けんかや自殺、犯罪行為を行うこと ・むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの ・妊娠、出産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病 ・旅行開始前に発病した病気 ●救援費用部分 例えば、 ・保険契約者、被保険者の故意 ・保険金受取人の故意 ・戦争・その他変乱 ・放射線照射、放射線汚染 ・けんかや自殺(死亡された場合を除きます。)、犯罪行為を行うこと ・むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの ・妊娠、出産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病による入院 ・無免許・酒酔・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による入院

携行品損害	海外旅行中に携行品（カメラ、カバン、衣類など）（注）が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。 （注）携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいい、現金・小切手・クレジットカード・定期券・コンタクトレンズ・各種書類・サーフィン等の運動を行うための用具などは含みません。 また、居住施設内（一戸建て住宅の場合は当該住宅の施設内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。）にあるものおよび別送品を除きます。	携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）限度とし、損害額（注）を支払います。お支払いする保険金は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。 （注）修理費、または購入額から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用（現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費を含みます。）をいいます。 ※保険金の請求は原則に本のみで受け付け、日本にて円貨にてお支払いしますので、事故および損害額の証明書類をお持ち帰りください。	例えば、 ・保険契約者、被保険者の故意 ・保険金受取人の故意 ・戦争、その他変乱 ・無免許・酒酔・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・携行品の瑕疵または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失 ・山岳登はん、ハンググライダーなどを行っている間に生じた用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押さえ、破壊等の公権力の行使。（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます。）
傷害治療	治療・救援費用の傷害治療費用部分に同じ	1回のケガ、病気につき要した費用のうち実際に支出した金額で弊社が妥当と認めた金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。また、お支払いする保険金は、ケガの場合は傷害治療費用保険金額、病気の場合は疾病治療費用保険金額を限度とします。	傷害死亡・傷害後遺障害に同じ
疾病治療	治療・救援費用の疾病治療費用部分に同じ		治療・救援費用の疾病治療費用部分に同じ